

令和8年 第2回

渋谷区国民健康保険事業の運営に関する
協議会会議録概要

令和8年5月20日（水）

渋谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会

令和8年第2回渋谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会

会議録

1 開催日時 令和8年5月20日（水）午後2時00分開会

2 開催場所 渋谷区役所14階 大集会室

3 出席者（委員16人、保険者側5人）

- 被保険者代表（4人）
- 医療機関代表（6人）
- 公益代表（5人）
- 被用者保険等保険者（1人）
- 保険者側（5人）

4 欠席者（3人）

5 会議次第

開会

（1）国民健康保険課長挨拶

（2）議題

- ① 会長職務代行者の選出について
- ② 令和8年度渋谷区国民健康保険事業について
- ③ 特定健康診査等受診状況について

6 会議録概要

[会長]

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、「渋谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、公益代表の委員の退任に伴いまして、令和8年4月1日付で委員が就任されました。

区長は公務の都合により、まだ到着しておりませんため、恐縮ではございますが、委嘱状につきましては本日机上交付とさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 委嘱状机上交付 ・・・・・・・・・・・・・・・・

[会 長]

委員におかれましては、お手元の委嘱状をご確認のうえ、その場で自己紹介をお願いいたします。

．．．．． 委員より自己紹介 ．．．．．

[会 長]

ありがとうございました。

それではただ今から、「令和８年第２回渋谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開会いたします。

先ほど申し上げたとおり区長は公務の都合により到着されておりませんが、議事の途中で間に合いましたら、その時点でご挨拶をいただく予定です。

それでは、国民健康保険課長から今年度の事務局の紹介をお願いいたします。

．．．．． 国民健康保険課長より新年度の事務局職員を紹介 ．．．．．

[会 長]

次に、本日の運営協議会ですが、被保険者代表委員２名、公益代表委員１名、以上３名から欠席の連絡がございました。

なお、被保険者・医療機関・公益を代表する委員、各々１名以上の出席がありますので、会議は有効に成立いたしていることをご報告いたします。また、委員は遅れての参加となります。

続きまして、本日の会議録にご署名いただく委員につきましては、被保険者代表委員、医療機関代表委員、以上２名の方と会長の私で、会議録の署名を行います。

本日の議題は、お手元の次第にありますように、

(１)「会長職務代行者の選出について」

(２)「令和８年度渋谷区国民健康保険事業について」

(３)「特定健康診査等受診状況について」

でございます。

第１の議題は「会長職務代行者の選出について」です。

こちらにつきましては、公益を代表する委員のうちから、全委員で選出するという規定となっておりますが、その選出についていかがいたしましょうか。

[委 員]

会長職務代行者には、古沢 昌之委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

[会 長]

ありがとうございます。

ただ今、会長職務代行者には古沢 昌之委員との推薦がございました。ご推薦のとおり決定することで、ご異議はございませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 異議なし ・・・・・・・・・・・・・・・・

[会 長]

異議なしとのことでございますので、会長職務代行者には古沢 昌之委員をお願いいたします。

それでは、古沢委員は前の席へ移動をお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 会長職務代行者移動 席に着く ・・・・・・・・・・・・・・・・

それでは、第2の議題「令和8年度渋谷区国民健康保険事業について」国民健康保険課長より説明願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 国民健康保険課長より説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・

[会 長]

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問あるいはご意見等がございましたらどうぞご発言願います。なお、マイクをお回ししますので、お手元に届くのをお待ちになって、氏名を名乗ってからお願いいたします。

[委 員]

成人歯科検診について、ご報告があったことで合っているのですが、後期高齢者の方も100歳まで5年おきに検診が受けられます。先ほど90歳までとおっしゃっていましたが100歳まで受けられます。

もう一つ大きく変わったことは、18歳から100歳まで重度の身体障がい者の方や精神的な面やうつ病で外に出られないなど診療室に検診を受けに来られない方や後期高齢者も含めて、在宅で検診を受けたいという方に対して訪問で検診を受けることができる取組みが6月から始まります。成人歯

科検診については、そこが大きい変化です。

なかなか外に行けない方が、きちんと食事ができているのか、痛いところなどの不具合がないかをチェックできるようになったのが大きな改革、変更点ですので、付け足させていただきました。

[課 長]

95歳、100歳までということで訂正させていただきます。訪問歯科検診が令和8年度からということを今回は説明しておりませんでした。説明が漏れてしまい申し訳ございません。

[会 長]

他にございますでしょうか。

[委 員]

特定健康診査受診者及び人間ドック助成金申請者に対して、ハチペイポイントが当たるというのは前からやっていたのでしょうか。

[課 長]

令和8年度からになります。

[委 員]

今後、若い方たちが少なくなっていて、医療費が高くなってきている中では、無病・未病ということで特に特定健康診査を受けるということが重要になってくると思うのですが、頭打ちになってきてしまっています。せっかく区が様々なサービスを提供している中、区民の利用が伸びていないという状況があります。糖尿病や高血圧など早めに病気を見つける上ではインセンティブをつけるということはすごくいいことだと思っています。

ただ、ハチペイポイントの仕組みについてよくわかっていないので教えていただきたいのですが、区の財政から付与したポイントが支出されるのか、ポイントを付与するだけなので区の支出はないのでしょうか。

[課 長]

ご質問ありがとうございます。

ポイントとなっていますが、区の予算から拠出されるものとなっております。1ポイント1円で、店舗で使った分については区から支出するという事業になっております。

[委 員]

ありがとうございます。

東京都ではいろいろとやるにあたりポイントを付けるという事業がありますが、区においては区の財政に余裕がないとできないのではということをおもいましたので質問させていただきました。ありがとうございました。

[委 員]

3万人くらいが受診しているのを2回にわたってハチペイポイントが当たるということは、確率はどのくらいなのでしょう。また予算はどの程度なのでしょう。

[課 長]

予算では700人分を用意しています。おそらく割合で言うと1割の方が当たるのではないかと思います。

[委 員]

3万人であれば3,000人くらいは3,000円もらうということですよ。

[課 長]

2回に分けて実施すると説明いたしましたが、今年度の700人分は第1弾の予算となっておりまして、第2弾は令和9年度の予算で支出する形になっております。

[委 員]

受診率が34%ですが、そういうことをやって50%になった場合であっても予算は問題ないのでしょうか。

[課 長]

受診率についてですが、予算もとってはいますがデータヘルス計画において今年度の目標は44%になっております。この事業を行うことによって、44%まで上昇することを目標にしております。

[会 長]

他にございますでしょうか。

[委 員]

資料の９番についての確認ですが、資格確認書または資格情報のお知らせと書いてありますが、どちらか一方しか届かないということでしょうか。

[課 長]

ご質問ありがとうございます。お一人の方に対してどちらか一方が届くという形になります。

[委 員]

私のほうで気になったのが、例えば８月１日時点でマイナ保険証をまだ作っていない方は資格確認書が送られ、その後１２月にマイナ保険証を使い始めた場合は医療機関にはマイナ保険証だけを持っていかれることになると思います。機械で読み込みができない時は、通常ですと資格情報のお知らせを提示することによって記号番号が分かって受診できるはずですが、先ほどのご説明だと資格確認書しか持っていないため、そういった方にはどのように対応されるのでしょうか。

[課 長]

資格情報のお知らせがないと、ということですが資格確認書をお送りしておりますので、有効期間中は資格確認書をお使いいただければと考えております。

[委 員]

ということは、有効期限の間は資格確認書とマイナ保険証を両方持ち歩いて、マイナ保険証を見せて読み取れない場合は資格確認書を提示するという運用になるのでしょうか。

[課 長]

委員のおっしゃるとおり、資格確認書とマイナ保険証を持つ期間ができてしまうことになります。

理想といたしましては、マイナ保険証を登録された方は資格確認書を返却していただくことが一番なのですが、なかなかそこまでは強要できるものではございません。そのため、有効期間内は２つあるような状態ですので、どちらか一方を使っただけだと考えております。

[委 員]

両方一時的に持つてしまうというのは問題ないと思っております。

心配なのは、マイナ保険証を作ったためマイナ保険証だけを持って行った際、たまたまその時だけ読み込みができなかった時に、他の方は資格情報のお知らせを持っているが、その方だけは持っていない、どちらか一方だけを送るというのはどうなのかなと思いました。

一方でマイナポータルにおいてPDFを出すことができるので、それを持っていきましょと案内するのでもいいと思います。資格確認書しか送らない方に読み込みができない場合の対応について、そのように案内すると親切ではないかと思いました。

[課 長]

ご指摘ありがとうございます。

[委 員]

データヘルス計画事業について伺いたします。薬剤併用禁忌防止事業のチェックは誰が行うのでしょうか。また、薬剤併用禁忌というのは出るのがあると思いますが、複数の医療機関から処方されているということはどのようなことでしょうか。また、最終的に注意喚起や指導というのは、薬剤師会が行うのか、区が専門のところに依頼するのか伺ってもいいでしょうか。

[課 長]

ご質問ありがとうございます。

こちらの事業ですが、業務委託を行っており事業者の専門職が対応することになります。抽出から委託事業者が実施するものとなります。

[会 長]

よろしいでしょうか。他にご質問ございますか。

[委 員]

先ほど出た薬剤併用禁忌防止事業について、今回の診療報酬改定によって薬の併用のチェックを行う事業を行うため、調剤薬局でチェックをして処方箋を出した先生に疑義照会、情報提供を行うなど、薬局として取り組んでいけないといけないと思います。事業としてはダブってしまうのではと思っています。

このような事業については前から決められていることとは思いますが、今後の医療制度の変更によって事業の見直しを考えていく必要があるのではないかと思います。委員、いかがでしょうか。

[委 員]

薬剤師会としては、処方箋を受ける段階で、薬がどれくらい残っているのか、同じような薬が出ていないか、そういったところを我々が判断して疑問が出る処方に関しては、当然処方元のドクターに疑義照会という形で問い合わせます。この薬を減らしてください、であったり、この辺の薬が重なっている所以その判断はどのようになっているのでしょうか、であったりを先生と意思疎通を図るシステムが構築されています。

処方箋の中で併用禁忌があるのであれば、当然ドクターに話をしてこの薬同時に出したらまずいのではないのでしょうか、弊害が出てきます、とお伝えはしますが、最終的な判断は先生が行います。事業者がどう判断するかはわかりませんが、併用禁忌はあってはならないので、その事象が生じることがよくわかりません。

今後、6月頃に決まり事などの変更があり、薬剤師が担うべき仕事は増えてきていますが、これに関しては業者委託ということで、ぜひ結果をお知らせいただきたいです。

[課 長]

ありがとうございます。

区の併用禁忌の事業につきましては対象者の方に通知を送っている形ですけれども、薬剤師会からも通知があって、区からも通知が来てという状態になるのかなと思います。そういったことで、この事業の効果があまりないという判断になりましたら、今後事業の見直しも考えてまいります。

[会 長]

資料の7の事業について、毎年このような事業を継続していると思うが、毎年の実績を報告していただくことはできますか。例えば、来年のこの時期の協議会において前年度の実績も合わせてご報告をしていただくのはどうでしょうか。

[課 長]

可能でございますので、来年度から実績もご報告させていただきたいと思っています。

[会 長]

ありがとうございます。

[委 員]

事業は毎年予算を立てて行うものだと思いますので、来年の5月に実績のデータをいただいても事業継続するかどうかの判断にはならないのではないかと思います。今は医療制度も変わってきている中で、見直しをするには前倒しで考えていかななくてはなりません。予算を立てる前にどの程度の利用率であったか、実績があったかを考えるべきではないかと思いますので、そこも踏まえて検討のほどよろしく願いいたします。

[会 長]

2月に行う協議会の際に、前年度の実績を見て判断するという、見切り発車になってしまう可能性もありますが、どのような方向で協議会に報告していただくのがいいのか、検討していただければと思います。それでよろしいでしょうか。

[委 員]

そのように検討をお願いします。

[会 長]

他にございますでしょうか。

たくさんご意見いただきありがとうございました。それでは、「令和8年度国民健康保険事業について」は終了したいと思います。

続きまして、議題3「特定健康診査等受診状況について」国民健康保険課長より説明願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 国民健康保険課長より説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・

[会 長]

ただ今の説明につきまして、ご質問あるいはご意見等がございましたらどうぞご発言願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 質疑なし ・・・・・・・・・・・・・・・・

[会 長]

よろしいでしょうか。

それでは、第3の議題「特定健康診査等受診状況について」は終了いたします。

以上で、本日予定の議題は全て終了いたしました。他に何かございますか。ないようですので、これをもちまして本日の協議会を閉会いたします。

次回は9月上旬の開催を予定しております。日程調整の上、事務局よりご通知差し上げます。

本日はありがとうございました。

・・・・・・・・・・閉会午後2時54分・・・・・・・・・・